

福岡県森林環境税検討委員会報告書の要旨

平成29年7月
福岡県森林環境税検討委員会

平成20年度に導入された「福岡県森林環境税」は、森林環境税条例の附則第4項において、この条例の施行後10年を目途として、条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする旨規定されています。

このため、平成30年度以降の森林環境税について具体的な検討を行うため「福岡県森林環境税検討委員会」が、平成28年10月に設置されました。この報告は、これまで開かれた6回の検討委員会において協議・検討された内容についてとりまとめたものです。

1 森林環境税導入の経緯

福岡県では、外部有識者で構成される「森林環境税（仮称）検討委員会」の報告書や県民アンケート、パブリックコメントの結果も踏まえ、森林の有する公益的機能を将来にわたって維持するためには、荒廃した森林の再生等に早急に着手すべきと判断し、その財源を確保するため、平成20年4月から森林環境税が導入されました。荒廃森林約2万9千haを10年間で再生することが目標とされました。

導入後5年目となる平成24年度には、森林環境税の在り方に関する検討が行われ、引き続き、荒廃森林の再生等を計画どおり進めるとともに、新たな課題に対しても的確に対応するため、海岸防風林の松くい虫被害対策等にも取り組むこととなりました。

2 森林環境税の収入状況

森林環境税の収入については、毎年約13億円、平成28年度までの9年間で約119億円であり、安定した財源となっています。森林環境税基金を設置し、荒廃森林の再生等を図る施策の費用に限定して活用されています。

3 森林環境税を活用した事業と成果

(1) 荒廃した森林の再生

<荒廃森林再生事業>

現地の^{しつかいちようさ}悉皆調査を行い、現在、林内の植生が消滅するなど、早急に手入れを必要とする荒廃森林29,862haが特定されています。荒廃森林再生事業で間伐等を実施し、平成29年度までに概ね再生される見込みで、間伐等を行った森林では、森林の有する公益的機能が回復されつつあります。

<松くい虫被害対策強化事業>

海岸防風林における松くい虫被害が増加し、被害拡大による県民生活への影響が懸念されていました。このため、平成25年度から松くい虫を早急かつ徹底的に駆除し、被害のまん延を防止するため、市町が実施する被害対策の支援が強化されました。平成25年度以降、松くい虫被害は減少傾向となっています。

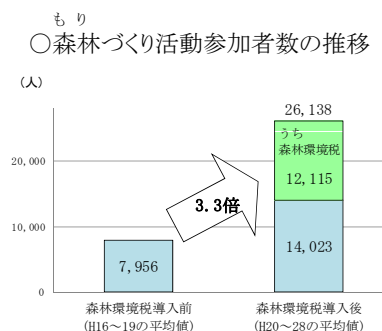
(2) 県民参加の森林づくりの推進

<森林づくり活動公募事業>

県民が自ら企画立案し、実行する^{もり}森林づくり活動への参加者は、これまでの9年間で延べ10万人を超え、年間参加者は、森林環境税導入前と比較すると約3倍に増加しています。

<情報発信事業>

県ホームページや広報誌等への情報掲載とともに、小中学生を対象とした森林環境教育、森林ボランティア団体等を対象とした安全講習会の開催など、様々な機会を通じて森林の重要性についての情報が発信されています。



4 森林・林業を取り巻く情勢

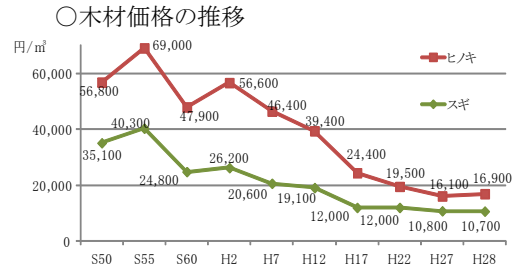
(1) 森林・林業行政の基本的な方向

森林・林業を取り巻く情勢が厳しさを増していることを踏まえ、「林業経営の安定」と「森林の機能保全」の視点で、それぞれに応じた施策が展開されています。

林業経営が成り立つ人工林に集中して、原木の生産性向上や、主伐の推進等を実施し、原木生産量は増加傾向となっています。

(2) 木材価格

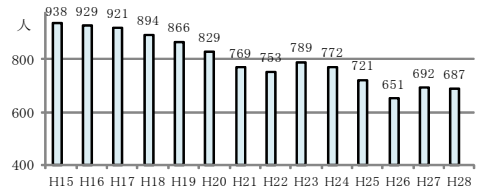
森林環境税導入の直前となる平成17年の木材価格は、ピーク時(S55)と比較して半値以下まで下落、森林環境税導入後も下落が続いています。



(3) 林業労働力

地域の林業を担う森林組合作業員数は、長期的に減少傾向で、平成28年は税導入時の平成20年と比較すると約2割減少しています。

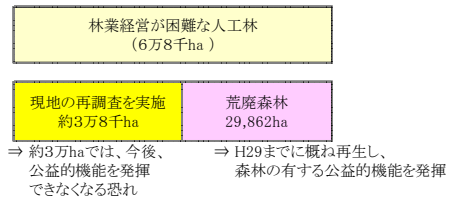
○森林組合作業員数の推移



(4) 森林の荒廃

林業経営が困難な人工林6万8千haでは、現在特定している29,862ha以外で、新たに荒廃森林が発生する可能性があることから、現地の再調査が実施されています。その結果、今後、公益的機能を発揮できなくなる恐れのある森林は、約3万haとなる見込みです。

○再調査の結果(見込み)



(5) 各都道府県の森林環境税の動向

平成15年度に高知県が「森林環境税」を導入して以来、平成28年度までに本県を含む37府県で同様の制度が導入されています。課税額は、各府県の森林の状況や人口等を背景に決定されたと思料されますが、各府県とも間伐を中心とした森林整備が実施されています。

(6) 森林吸収源対策のための税の動向

昨年12月、与党の税制改正大綱で「森林環境税(仮称)の創設に向けて総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。」とされたことを受け、総務省は、「森林吸収源対策税制に関する検討会」を設置し、森林環境税(仮称)の具体的な仕組み等について検討を始めました。平成30年度以降の森林環境税については、こうした国の動向を注視する必要がありますが、森林・林業を取り巻く情勢は厳しさを増しているため、本県の森林保全に向けた取組を停滞なく進めることが重要です。

5 県民の意見等

(1) シンポジウム ～みんなで考えよう「ふくおかの森林」～

2月5日に福岡市において、森林環境税の取組や、今後の「ふくおかの森林」について県民の皆さんと一緒に考えるためのシンポジウムが開催されました。468名の参加があり、荒廃した森林の再生等を税や募金で支えたい、ボランティアとして支援したいなど、何らかの形で支援をしたいと思う参加者が395名となりました。

○シンポジウムの様子



(2) 市町村、関係団体等への説明会

1月17日から26日にかけて、県内7箇所、第3回福岡県森林環境税検討委員会までの検討状況説明会が実施されました。説明会には、203名の参加があり、ここで説明がなされた強度間伐などの公益的機能の長期的発揮に向けた手法について、良いと思う参加者が191名となりました。

(3) パブリックコメント

4月3日から5月2日までの30日間、福岡県森林環境税検討委員会の中間報告に対するパブリックコメントが実施されました。その結果、133件の意見があり、うち中間報告に沿う主旨の意見は約6割に相当する77件でした。

○パブリックコメントの結果

項目	中間報告に沿った意見	中間報告に沿ったものの、最終報告で丁寧な説明が必要な意見	一般対策で対応済であること、最終報告に記載し、県民に広く周知することが必要な意見	森林環境税の主旨になじまないため、対応すべきでないことを、今後、県民に対して理解を求めていく必要がある意見	計
1 森林環境税の継続について	11	0	0	0	11
2 公益的機能の発揮に向けた施策について	44	7	19	35	105
3 森林を守り育てる気運の向上に向けた施策について	7	0	0	1	8
4 その他	0	8	0	1	9
計	62	15	19	37	133

6 今後の森林環境税の在り方

「1 森林環境税導入の経緯、2 森林環境税の収入状況等、3 森林環境税を活用した事業と成果、4 森林・林業を取り巻く情勢、5 県民の意見等」の状況を総合的に判断すると、森林を森林所有者の林業活動だけでは支えられない状態が続いており、県民の安全・安心な暮らしを支えるため、福岡県森林環境税を継続して、森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策、森林を守り育てる気運の向上に向けた施策を実施していくことが適当と考えられます。

(1) 今後必要な施策

<森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策>

これまで、既に荒廃した森林では土砂災害や洪水、濁水等が発生することが懸念されたため、公益的機能の回復を目的に緊急に再生する取組が進められ、平成29年度までに概ね再生される見込みですが、全ての荒廃森林の再生が必要です。

今後新たに荒廃する恐れのある森林約3万haについては、森林所有者が将来にわたって管理を行うことが困難と見込まれるため、公益的機能を長期的に発揮させる取組が必要です。また、海岸防風林の保全など、地域の実情に応じた取組も必要で、具体的には、次の施策が考えられます。

- ①H30～H39の10年間で公益的機能が発揮できなくなる恐れのある森林（約1万ha）では、強度間伐※1を実施し、公益的機能が発揮できる森林へ誘導。
- ②H30～H39の10年間では公益的機能を発揮するものの、その後、発揮できなくなる恐れのある森林（約2万ha）では、間伐を繰り返し、公益的機能が発揮できる森林へ誘導。具体的には、70年生まで概ね20年に1度、間伐を実施できる自伐林家※2の育成等。
- ③海岸防風林の松くい虫対策については、駆除対策だけでなく予防対策への支援も強化し、松くい虫被害を沈静化。

※1 強度間伐：公益的機能を長期的に発揮させるため、間伐率を通常より高く設定した間伐（間伐率は一律ではなく、災害を誘発しないよう、現地に応じて適切に設定）

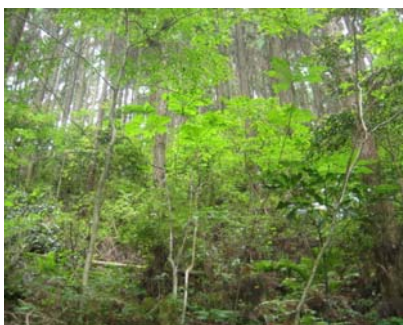
※2 自伐林家：伐採・搬出・出荷までの一連の作業を自ら行う森林所有者等（所有者から委託を受けて森林整備に取り組む林研グループ等を含む）

私有林を県民の費用負担で整備することから、実施にあたっては事業効果が長期的に担保されることが必要です。

また、林業労働力等の状況を勘案すると、上記の取組を平成30年度から10年計画で実施することが適当です。

【公益的機能を長期的に発揮する森林の姿（イメージ）】

○スギ・ヒノキ等の針葉樹と、
広葉樹が混在する森林



○成立本数が少ない、
高齢級スギ・ヒノキ林



○潮風や飛砂から家屋等を保全する
海岸沿いの松林



もり
＜森林を守り育てる気運の向上に向けた施策＞

森林の有する公益的機能は県民が広く公平に享受しているという視点に立ち、今後一層、森林を県民共有の財産としてもり育てる気運の向上に向けた施策も行う必要があり、具体的には次の施策が考えられます。

- ④森林づくり活動の公募事業については継続が必要なものの、参加者数の増加に向け、これまで一律に設けていた審査基準や支援内容を、応募団体の状況に応じた形で設定。
- ⑤森林の重要性の普及啓発に向け、森林環境教育、安全講習会等、様々な機会・媒体を通じた情報発信を強化。
- ⑥展示効果の高い森林整備や、公共施設における木製品の展示を実施し、県民が森林や木に触れあう機会を拡大。

【施策のイメージ】

○県民参加の森林づくり



○森林環境教育



○公共施設における木製品の
の展示



(2) 課税の在り方

今後必要な施策に要する費用を合計すると、130億円～140億円になると見込まれますが、その財源については、森林の有する公益的機能の恩恵は、全ての県民が享受していることから、県民に広く公平に負担を求めている、現在の「福岡県森林環境税」の仕組み※を継続することが適当と考えられます。

また、限られた森林環境税収入の適切な配分と効率的な執行に努めるとともに、事業の成果は、福岡県森林環境税事業評価委員会において評価し、県民に公表して透明性を確保する必要があります。

さらに、森林吸収源対策のための税を含めた社会経済情勢の変化等を踏まえ、一定期間経過後に、福岡県森林環境税の在り方について再度検討を行う必要があります。

※ 現在の「福岡県森林環境税」の仕組み

課税の仕組み：	地域社会の会費としての性格を有する県民税均等割に一定額を上乗せする方式
税 率：	(個人) 年額500円 (法人) 資本金等の額に応じて年額1,000～40,000円 (法人県民税均等割に5%相当額を上乗せ)